

ましたものをあの地域に設けたものでございまして、ですから、地域の町会の施設という解釈ではございませんで、地域の市民の方たち、その地域というのは、この四小地域という小学校区だけでございます。その人たちが広く集まってお年寄りから子供たち婦人まで入るいろいろな図書館とか学童保育とかそれから集会とか学べるような町会とは違った機能を持った建物を市の方でコミュニティー施設として、今後小学校区につくるというふうなことでございしますので、これの第一番目としてできたわけでございます。ですから町会の性格とは趣が違ふということを御理解いただきたいわけです。

それと、後の武蔵野会館につきましては、あの地域の環境の変化に応じて町会の方からそういう御要望があったとおりというふうなことでもってできたというふうに解釈しておりますので、この施設については、そのコミュニティーセンターとして今後つくられるべき施設とは違ふというふうなことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○六番(村尾栄次君) このコミュニティー施設というものができ上ったということは非常に結構だと思うんですが、初めての会館条例でありますから、この社会教育施設

というふうに大ざっぱに見出しでなくて、こういう場合には新しく内容的にもう少しこういうことと、こういうことと、こういうことがあるんだということをも明確にしないと、これだと会館を代貸しつけているような状態の条例というふうには私は受けとめるわけです。もう少ししっかりしたものをつくっておかないと、今後のために悪いんじゃないかというふうな気がしますから、その点についてお伺いいたします。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 村尾議員さんの御質問にお答え申し上げます。この三条でございすけれども、社会教育施設というふうなことは、教育長も御答弁申し上げましたとおり、ここでも図書館機能があるわけです。ただ将来の公民館的なものもございすし、そういうふうな施設が出てきた場合、それを結局羅列してくる型式よりも、ここでもって使われている社会教育施設というものがあります、この中へ、図書館もありますけれども、二項の方で「前項の施設のうち、別に定める施設の管理についてはその定め」これでもって図書館の方は「図書館条例」がございすので、そちらの方の運営管理になつておるわけでございます。ですから、それ以外にあつてこの社会教育施設として

集会等をする場合に、ここが当てはまるというふうな解釈をもって、社会教育として主として使われる図書館機能は、この中からは除かれてくるというふうなことでございます。

よろしく願います。

○二十三番(岩田博君)

いはい質問があるけど、きょうは一つでいいです。

実は熊川の武蔵野会館は市の物ですから、武蔵野町会と賃貸借契約があるわけですね。そういうことを議員各位は知らないと思うんです。プロジェクトチームだけは知っていると思うんですが、御説明いただきたいと思います。

○助役(篠崎俊夫君)

熊川武蔵野会館につきましては、福生市熊川武蔵野会館条例というのがございまして、それによつて運営しているんですが、これを設立しましたときは隣の玉川台町会等にも、これを使用するかどうかということとを相談いたしました。結局、現在この熊川武蔵野会館を使用するのは福東町会と武蔵野第二町会と、この二つだけでございます。結局、拝島駅の東側の地域の町会ということになるわけですが、それで、この熊川武蔵

野会館の管理運営につきましては、福東町会と武蔵野第二町会に全部委託してやっております。それで大修繕は市が負担するのでございますが、小修繕と光熱水費は全部地元の町会が持つということで運営しております。それで二つの武蔵野第二町会と福東町会の二つの町会だもんですから、一年交替で福東町会長が会長をやる場合には武蔵野第二町会の町会町が副をやると、その次の年は武蔵野第二町会長が会長をやつて、福東町会長が副会長をやるといふような地元管理運営委員会ができておりまして、そこで運営しておるわけでございます。繰り返しますが経費は大修繕につきましては市で持ちますが、そのほかの小修繕と光熱水費は全部地元で負担していただいております。

○十五番(小林菊三君)

一つだけ伺いたしますが、昨年、確か三カ所からこの地域会館に対する請願が出されて採択されておりますが、一カ所が基地前の住民、その次が本町七町内関係の住民、三度目が熊川内出南地区関係住民からの地域会館の建設の請願が採択されております。實際的に請願の趣旨に沿うように審査報告をされておりますが、熊川の地区に本年度は地

域会館ができるということも聞いており、予算にも載っておりますが、こういう二カ所から、かつて請願が採択している関係で、住民の趣旨を十二分に理解して、市がやはり当然採択されたことであるので、つくっていただくということを、私たちは強く期待しておるんですが、そういう方たちに対して今後どういふような形で要望にこたえるか。その点について市長から答弁していただきたいと思ひます。

○助役（篠崎俊夫君）

御指摘のように新年度予算では熊川地区に二つのコミュニティ施設——地域会館をつくる予定をいたしております。それで熊川地区を先に取り上げましたのは図書館の関係がございまして、熊川地区に図書館がないことから、この熊川地区の地域会館には図書館と学童保育施設結局、加美の今度のわかざり会館と同じような施設をつくらうということでございます。そのほかにも御指摘のような問題があるわけでございますが、逐次解決をしていきたいと存じます。

○十五番（小林菊三君）

関連ですが質問いたします。
今回の、この地域会館条例の第一条に「地域社会の福祉の増進と文化の

向上を図るため」ということがまずうたてありますが、地域的にも地理的にも基地前の皆様方は第一小学校が大分遠いと、いわゆる通学するのに遠いという関係で、この地域の方たちには一番いふんな観点については不便をかけておるのではなからうかと思ひますが、そういう関係で請願が出されたと思ひます。その二度目に本セの方たちから請願が出たんですが、そういう関係で本町七町内あるいは基地前の皆様方とも距離的に一番多量なような場所を今後考えようかということをつけ加えてもう一度お伺ひいたします。

○助役（篠崎俊夫君）

御指摘の基地前の関係につきましては、結局七町内の不熟様の会館も問題があるわけでございますが、これらと一緒に考えて解決しよう、こういう構想を持っているわけでございます。

○二十四番（塩野鉄之助君）

いまの説明によりますと、このわかざり会館というのが長沢、永田、加美の地区会館だ、というふうに言いましたね。ところで私は今度教育長に聞きたいんです。第一これをつくる際の請願はどこにあったかということをお考えしてもらいたい。そういうことで、あの都立学校の裏の、要するに、保育園のPTAたちが率先して請願一千二百人もとった中でこれが実現

したわけなんです。ですからですね。あの第一小学校は学童保育がないから、つくる場合には四小と一小の中につくるということは、きり言て、この工事にかかったんじゃないですか。助役さん、市長さん、そのとおりだと思うんですが、その中においていまの説明によりますと、長沢と永田と加美のさも地区会館のような説明があつたようですけど、こういう考えを持ってつくつたかというところに問題がある。ですからいま小林議員が質問したとおり、請願の趣旨は通らない場合もあるんです。ですから市のサイドでいっても私は決して悪いということを言いませんけど、ここに問題があるから、名称についてはこういう名前をつけたんだと、私は名前にこだわるわけじゃないけど、最初から、こういう考えを持って、会館を建てるなら一小はどうなるんですか。請願した一小の学童保育は、本町議員としたら何とも申しわけがつかないですよ。四小の裏へつくられて、それでしかもこれが長沢、永田、加美に利用されるということになったら請願した者の趣旨なんかどこかへ行っちゃって、大してやらない所につくられて、これですべてがそちらの方の管理から利用されることになるという、そういう考えをもってやられたんじゃないや困るんです。そこいらも是正して、しっかりした答弁をしてもらいたい。将来、第一小学校にも、あれに匹敵するようなもの

をつくらしてもらえるかどうかというようなことをこの際ですからお聞きしたいんです。

○教育長(町田信二君)

地域の関係につきましては私の方からお答えいたします。なお場所の点につきましては企画の関係でございますので企画財政課長がお答えいたします。

地域の名称の関係でございますが、これも実は先日全協でいろいろと御指摘をいただいたんですが、私もいろいろ検討いたしましたして、先ほど課長からお話し申し上げましたが、加美とか永田とかいう名称を使いますと非常に範囲が狭いので、たまたま昔あの近所に桐の木がありましたんで一応木の名称の方がよろしいんじゃないかというようなことで、わかきり会館というような名称で一応上程したわけでございます。地域はもちろん加美とかそれから永田、長沢だけの方が使うわけでなくて、あの地域の方々が来いつでも使えるわけでございます。そういうふうな地域は狭くなくて広い意味の地域でございますので、その点ひとつよろしく願いたします。

○二十四番(塩野鉄之助君)

そうしますと、ではあの一小の学童保育は

どうなんでしょうか。

企画財政課長(上野 重勝 君)

塩野議員さんの御質問にお答えをいたします。

確かにお説のとおり、あの会館をつくる発端となりましたのは、第一小学校地域での学童保育所をつくってもらいたいということが第一段階でございます。それで私ももしも第一小学校区に学童保育所をつくる。あわせて図書館機能なりあるいは地域会館的なものをつくっていくということで、場所の検討をいたしまして、用地課の方でいろいろ御努力をいただいたんですが、結果的に適当な場所が得られなかったということで、一、四小地域をあわせて、あそこに学童保育所を兼ね、図書館それから地域会館的なものを含めて、あそこへ場所を選んだということで、場所の選定について大変御不満な点があるかと思いますが、私も十分検討いたしました。がなかなか適地が得られなかったということで、はなはだ不本意ではございましたが、四小地域の方にいたしました。それで、たゞいま教育委員会の方でいろいろ図書館の分館ということでお話しを進めておりますけれども、あれは図書館

の分館というだけの機能ではございません。あの中には当然学童保育所を設置するということになっておりますし、その管理につきましては福祉事務所が担当するということでございます。ただ西方の課があわせて管理をするということになりますと、管理運営上、非常に複雑になりますので、あそこには分館長というのをもつて立体的な運営をしていきたいというふうに考えております。

なお又、コミュニティーについていろいろ論議をいただいておりますが、私も今まで断片的にコミュニティーについて御説明を申し上げましたけれども、このコミュニティーにつきましては、いわゆる市民会館あるいは又、そこに福祉会館それから広い意味では体育館ももちろんコミュニティーの施設でございます。

地域的に見まして、それらの施設が不足をいたしております。加美の方の地域それから熊川の方の地域については、それらの市民会館なりあるいは福祉会館あるいは又体育館というところと語弊がございますが、それらの施設を補足する意味で遠隔の地域に地域会館を建設をしたという経過でございます。

以上でございます。

○二十三番(岩田博君) 福生市熊川、武蔵野会館条例ということがあるんですが、第一条から第四条まで非常に簡単なありきたりの条例なんです。第一条が市民及び地域社会の福祉の増進を図るため福生市熊川、武蔵野会館を設置するという、これが第一条、簡単です。第二条も簡単な、会館の福生市の番地がここに書いてあるということで、そういうことでほかに細かいことは市長が定めると書いてある、その定めがある規則を、後日でいいから議員全員にこの武蔵野会館の地域規則を知らせてもらいたいと思います。

○議長(貫井喜代次君) 関連ですね、いまの質問と。

○二十三番(岩田博君) 関連です。どうですか、出してもらえますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○十七番(関 米吉君) 結局、いま岩田議員が言われましたように、この地域会館条例というやつは御承知のとおり、学習等供用施設という名のもとにスタートされているわけです。で一方においては熊川のみたいに地域との間で

もってやっています。で今後できるやつはこの地域会館条例という形が適用になるわけでしょう。そのところが混同されちゃっているわけです。その辺どうなんですか。熊川のおそこのやつはもう熊川会館の条例がありあだけの適用。今後できるべきものについては、この会館条例でもって別表とわがわがしてるんだから、あと別表の追加だけでもってこれでもって運営していこうという形の条例じゃないんですか。その辺をはっきりさせないから、あちはあっち、こっちはこっち、これからのことは又プロジェクトチームということになるからわからない。だからそこり辺をやっぱり明快にひとつ答えてくださいよ。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 関連議員さんの御質問に御答弁申し上げます。いま御指摘のとおり、私の方の説明不足で申しわけありません。

武蔵野地域の会館につきましてはそういうふうないきさつでもってできているでございます。今後このコミュニティセンターというふうなものがつくられる場合小学校区当たりということでもって、基本的にいまだこでも全国共通にできておりますので、この辺を基準にいたしまして今後いずれできてると思

います。その場合にやはり熊川に又一館できました場合に、ここに別表に加えていくというふうな性格の、これは総合的な地域会館条例ということであります。私どもの説明がよろしく落ちたんですけれど申しわけございません。そういうことで今後総合的な地域会館が個別にこれから小学校区当たりでできていった場合に、附則の別表の方で入っていくというふうなことで御了解いただきたいと思ひます。

○二十三番(岩田博君)

そうするとこれからできる会館は各会館によって別表が違ってくるのか。条例は四条はきちくと決まっています、後各会館によって全部違うのか。(発言する者多し) だけども、武蔵野会館は基地の被害をまともに受けてるんです。それでも、基地公害とかごみ処理のための代償だとかいってつくっちゃって、それで経費から何からその地元住民が持つというのでは騒音迷惑料、まるっきりじゃないの、それならちゃんとはっきりと基地があるから、又ごみ処理のためのやつだからとか一切市でめんどみてやるのかいうふうならいいけど、そうではなく片方の加美地区にできたやつは市で一切めんどみてやるからとかいって、それじゃあ不公

平じゃあないか。

○助役(篠崎俊夫君)

この熊川、武蔵野会館ができました当時は、ほかの町会との関連で、この熊川、武蔵野会館の運営費までも市でまる抱えではあまりにも他の町会との格差が開き過ぎるということで、大修繕だけは持つが小修繕と光熱水費等は地元の町会で持つてくれと、こういうことで始まったものでございます。

それから、今後できる地域会館は、先ほど論議されておりますように、コミュニティセンターとしてのやや広域の町会の範囲を越えた会館でございます。これと町内会との格差があるじゃないかということは、又武蔵野会館とは別の問題でございますが、そういう点は又総務委員会でもよく御論議いただきたいと思ひます。

○二十三番(岩田博君)

これからどんどんそういう学習等供用施設があつちこちできるし非常にあつちこちのアンバランスができてきますんで、これはプロジェクトチームというのか、一般の方々はいうんだから、そのチームでよく検討してもらって、統一のとれたものにしてもらいたいと思ひます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま種々議論されております議案第十五号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。よって議案第

十五号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

これより十一時まで休憩いたします。

午前 十時五十二分

休憩

午前十一時

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第四から日程第六までの三案を一括して上程いたします。

日程第四議案第十六号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村

公平委員会共同設置規約の変更について

日程第五議案第十七号

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第六議案第十八号

東京都市町村交通災害共済組合を組織する市町村の数の増加及び東京都市町村交通災害共済組合規約の変更について

以上三案を一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水 求 君登壇)

○秘書職員課長（高水求君）

御指名がございましたので、三案について御説

明を申し上げます。

三案の共通点は小笠原村並びに東京都三市収益事業組合、あるいは東京自治会館組合、そういうものがそれぞれ共同設置してある団体又は一部事務組合の特別地方公共団体へ加入するということの組織団体の規約の変更でございます。

まず、議案第十六条につきましては、公平委員会が現在二十四市十五組合三十九団体で組織されておりますが、提案理由にも記載のとおり、小笠原と東京都三市収益事業組合が、この共同設置の中に入していくということ、都合、四十一団体で共同設置を行うということでございます。

それから、議案第十七号につきましては、市町村の退職手当組合でございますが、これも小笠原村と、それから東京自治会館組合並びに東京都三市収益事業組合が職員が採用されたことにより退職手当組合に加入していくということ、この組合は現在市町村それから一部事務組合等合わせて

三十八団体でやっておりますけれども、今後ここに三団体ふえて四十一団体で組織すると、第二表でございますが、これは組合人員の選挙区及び議員定数等でございますが、第二区といえますのは多摩市、稲城方面のグループでございますが、そこに東京自治会館組合と東京都三市収益事業組合が入ってくる。それから第四区は大島町をはじめ各離島の島嶼グループで、そこには小笠原村が入ってくるということでございます。

それから議案第十八号につきましては、市町村の交通災害共済組合の組織する市町村の数の増加でございますが、これもやはり小笠原村が設置されたことによりまして、この交通災害共済組合の組織団体に加入する。組織団体は現在二十二市町村でございますが、小笠原村が入りまして二十三市町村でございます。これに加入してない市町村では単独で交通災害共済事業をやっておるわけでありまして、第二表につきましては、組合人員の選挙区及び議員定数でございますが、第三区に、第三区と申しますのはやはり大島町をはじめとする離島関係等々でございますが、そこに小笠原村が入ってくるということでございます。

以上三案につきまして、難駁な御説明でございますが、慎重御審議の上、原案とおり御可決くださるようお願い申し上げる次第であります。

○議長（貫井喜代次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○六番（村尾栄次君） この際勅議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号、議案第十七号及び議案第十八号の三案については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本三案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の勅議が提出されましたが、

本勅議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号、議案第十七号及び議案第十八号の三案は、それぞれ原案とおり可決いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 次に日程第七議案第十九号昭和五十年年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長上野重勝君 登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので議案第十九号昭和五十年年度福生市一般会計補正予算第六号につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本予算は、昭和五十年度もすでに三月を迎えまして予算全般の洗い直しをいたしました結果、経費の節減等によりまして、執行残となる見込みの